

令和5年第4回水戸市議会定例会

請願陳情文書表

水戸市議会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付託委員会
第 4 号	5 . 11 . 27	小吹清掃工場跡地の土壌及び水質調査等についての請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>令和2年3月31日をもって小吹町清掃工場が閉鎖された。50年有余にわたりごみ処理事業を受け入れてきた。その間、ハエ、蚊、悪臭、焼却灰など悩まされて、やっとの思いで終局を迎えることとなった。しかし、清掃工場跡地及び周辺約10万平方メートルには推計約9万2,000トンのごみが埋設されたままになっている。清掃工場が始業された頃は焼却炉の機能が都市部より搬入されるごみに対処できない状況で、工場の周辺にはごみが山積みになっており、ハエ、蚊、悪臭に悩まされていた。地元はその対策案としてごみの埋設を許さざるを得なかったと聞いていた。清掃工場が閉鎖された、同年5月22日水戸市長高橋靖名で環境整備促進協議会会長宛てに要望書に対する回答書が届いた。その中では、信頼を裏切ることなく御迷惑をかけぬことを肝に命じ、協議会の皆様と協議することの記述があり、当然、我々の目線でそれぞれの課題に対処していただけたらと思ってきた。今年、4月に新役員に替わってから市長及び関係幹部職員の方々と2回ほど意見交換を行った。しかし、予算がない、約束した整備計画が遅れるなどの返答。市側の計画推進を盾に地域の要望に対処していただけないものと役員一同推察して、行政に頼ることが困難と捉え住民の安全確保のために御理解いただける議会への請願となった。何とぞ宜しくお願い申し上げます。</p> <p>《請願事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水戸市小吹町の清掃工場跡地約10万1,000平方メートルについて適正な土壌調査を早急を実施すること。 2 同上跡地について適正な水質調査を早急を実施すること。 3 調査結果を速やかに地元住民へ報告し、安全対策を地元住民の了解を得て講じること。 	池田 悠紀 渡辺 欽也 細谷 智宏 マーサー川又 森 智世子 滑川 友理 萩谷 慎一 田尻由紀子 森 正慶 後藤 通子 鬼澤 真寿 藤澤 康彦 小泉 康二 須田 浩和 田口 文明 鈴木 宣子 黒木 勇 綿引 健 袴塚 孝雄 安藏 栄 松本 勝久	総 務 環 境

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 16 号	5 . 10 . 18	団地内の市道減幅原因(生垣はみ出し)の指導対応に関する陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>町内会長に長年携わっている関係で町内の各種問題を解決すべく市役所に度々伺っている。この件に関しては、昨年令和4年3月より、ほぼ毎月のように道路管理課を訪ね、また電話したりしながら下記の内容を写真も見せながら担当者に相談して対応をお願いしてきた。現地確認はすぐ対応してくれたが、現在、問題投げかけから既に1年半が過ぎたが何も変わらずにいる。担当者は問題のある当家と話したとか、はみ出し部の伐採や引き抜きをする等の話が進んでいると言うが、何度担当者に伺っても同じ話の繰り返しで一向に解決されない。我慢できず陳情するものである。</p> <p>問題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 そもそも市道の幅はU字溝も含むものであり、道路を管理する部署は当然その道幅が確保されているように管理するべきである。それができないなら何のための管理課なのか。 2 個人宅の生け垣が市道であるU字溝の幅までも飛び出しており、市道幅が狭くなり車や自転車の通行の妨げになっている。宅急便車や送迎車は横をこすりながら走行している。これにより歩行者や自転車のよける余地がない。 3 個人宅の生け垣のはみ出しは、違法であると担当者も認めている。違法であるならこれを指導、対応するのが管理課の業務である。歩行者の安全確保のためにも素早い対応をお願いしたい。 <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生け垣の市道へのはみ出し対応指導の強化 2 管理課職員の対応の甘さ、遅さの根本的教育を望む。 	建 設 企 業
第 17 号	5 . 11 . 24	水戸市重症心身障害児(者)通園施設あけぼの学園廃	<p>《陳情趣旨》</p> <p>令和5年10月12日に水戸市障害福祉課から、あけぼの学園の指定管理者である特定非営利活動法人あけぼの水戸に対して、あけぼの学園を令和</p>	文 教 福 祉

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
		止を撤回することを求める陳情	<p>6年9月30日をもって廃止するとの、水戸市「政策会議」の決定が通知された。11月13日午前には、学園で障害福祉課による利用者家族を対象とする説明会が実施された。その質疑応答で、家族からは多大な不安、危機感が生まれた。障害福祉課の当初の説明では、民間の施設に余裕があり受入先には心配がないと受け取れる内容だった。しかし、親からの質問に対する応答では、知的、身体的に重度の障害をあわせ持ち多様な個性・障害(医療的ケア、てんかん発作、大声叫声など)を持った重症心身障害者を実際に受け入れることが可能な施設は、水戸市周辺にはほとんど存在しないことが説明会の中で明白となった。多くの親御さんが、あけぼの学園にたどり着く前に施設探しで大きな苦労を経験している。学園廃止は、現在の学園利用者の多くから行き場を失わせる。重度障害者の切捨てといえる。こんなことがあってはならない。障害福祉課は、現在週5日毎日利用している4名の利用者については、水戸市福祉作業所「むつみ」に受入れ枠を確保できる見込みがあると説明した。しかし、もともと「むつみ」は条例に規定されているように知的障害者を対象とする施設であった。活発な動きもある知的障害者と重症心身障害者が同じ場所で生活することには危険も予想される。また、あけぼの学園では可能だった重症心身障害者にとっては重要なサービスである入浴サービスも受けることはできない。明らかに福祉の後退である。移れる施設があるといっても、重症心身障害者にとっては環境の変化は、健常者に比べようもなく甚大な悪影響を及ぼす。現在あけぼの学園で実現している支援員と利用者との親密で和やかな、安心に満ちた環境を重症心身障害児(者)から奪うことになる。学園在籍16名のうち、週4日以下の利用者については、受入れ可能な施設がほとんどないと説明された。まさに行き場を失ってしまう。家庭で最大週4日過ごす、介護することとなる。本人にとってはもちろん、家族にとっても大きな負担となる。水戸市で唯一の重症心身障害児(者)を対象とする、重症心身障害児(者)に適応した入浴設備などを有するあけぼの学園を廃止するということは、重症心身障害児(者)を福祉行政から排除するという意味を持つ。あってはならない。現在、あけぼの学園で保障され実現されている利用者と支援員との和やかで親密な関係、利用者に安心をもたらしている環境、入浴などの設備施設はかけがえがない。重症心身障害児(者)の安心、安定を最重視しての障害者福祉行政を要求する。あけぼの学園の</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>廃止を撤回し，利用者の安心，安定のためにも安定した組織による経営，管理を家族有志として，水戸市に要求する。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水戸市障害福祉課等によるあけぼの学園廃止の提案を撤回する。 2 水戸市議会文教福祉委員会でのこの「陳情」の精査と受入れ。 3 水戸市議会本会議に学園廃止が提案された場合の精査と否決。 4 あけぼの学園利用者の安心，安定を最優先した障害者福祉行政の実現。 <p>水戸市による，より安定した学園運営主体の実現。</p>	